

新宿区消費生活地域協議会の取組みについて

1 平成31年2月27日「新宿区の消費生活行政のあり方について—新宿区消費生活地域協議会における論点整理—」（資料4-2参照） 要旨

（1）消費者教育の推進

- ア 消費者教育の充実に関し、区では中学生向けの副読本「消費社会を学ぶ」を刊行しているが、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を踏まえた、消費と環境に係わる内容の一層の充実を図る必要がある
- イ 小学校段階における消費者教育の充実を図り、将来的には小学生用の副読本の作成について検討していく必要がある。
- ウ 学校での充実した消費者教育を推進するため、教員研修により資質向上を図るとともに、保護者や地域との具体的な連携を図る必要がある。
- エ 消費生活展や消費生活シンポジウムにおいて、SDGsの幅広い浸透を図り取り組むとともに、消費者教育の地域への定着を目指した学校や児童生徒との連携・協働もさらに進めていく必要がある。

【これまでの区の取組み、協議会でのご意見】

- 中学生向け副読本は、令和2年度に改訂した際「SDGs」のページを作成。
今年度、改訂作業を行っているが、さらに「食品ロス」に関する項目を追加した。
- 学校での消費者教育について
消費者教育というところでは、小学校では社会科、家庭科の分野となる。この間、学習指導要領が改訂され、消費者教育に関する内容が充実された。学習指導要領に基づいた教育をしっかりと行っていくほか、セーフティ教室や出前講座の活用、ほか様々な場面を通して考えさせる機会を設けている。
- 元年度以降に開催された消費生活展では、「エシカル消費」をキーワードにSDGsの普及、啓発に取り組んだ。また令和5年度の消費生活展では、専門学校と連携したステージイベントを開催したほか、大学生と連携したパネル展を行った。

(2) 消費者安全の確保

「消費生活上特に配慮を要する消費者」の個人情報取扱に関するガイドラインを、協議会として策定した。平成31年4月から本格実施した。今後、緊急性がある場合には早期にこの仕組みを適用する必要がある。

「悪質商法被害防止ネットワーク」の枠組みを活かし、関係機関による情報共有と連携で、消費者被害の未然防止、早期発見、拡大防止を図っていく必要がある。

【これまでの区の実績】

引き続き「悪質商法被害防止ネットワーク」を通じて関係機関との情報共有や連携を図る。一層の充実を図るため、参加事業者や団体の幅を広げていく。

(3) その他

消費者市民社会の実現とSDGsの推進が区民全体の目標となるよう、区は関係団体とともに、一層の普及啓発に努めるべきである。

【これまでの区の実績】

- 令和2年度より一般社団法人新宿ユネスコ協会に委託して、SDGsスクールを開催している。
- 消費生活展や消費生活シンポジウムで、関係団体と連携し、SDGsの普及、啓発に努めている。

2 第5期での主な協議事項について

令和5年度第1回消費生活地域協議会において、以下の事項について第5期で協議するものとして提案し、承認を受けています。

(1) 消費者教育の推進

デジタル時代の消費者教育・消費者啓発のあり方

(2) 消費者安全の確保

悪質商法被害防止ネットワーク事業の総括と今後の方向性